

(案)

令和5～9年度

統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新に係る

調達仕様書

令和5年1月

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房総務課情報システム室

## 目次

第 1	調達案件の概要	1
1	調達件名	1
2	調達の背景	1
3	調達目的及び調達の期待する効果	1
4	用語の定義	2
5	業務・情報システム・ネットワークの概要	5
6	契約期間	7
7	作業スケジュール	7
8	調達担当課室・連絡先	7
第 2	調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等	8
1	調達範囲	8
2	調達案件及びこれと関連する調達案件	8
3	調達案件間の入札制限	8
第 3	情報システム・ネットワークに求める要件	9
第 4	作業の実施内容	10
1	作業の内容	10
2	成果物	29
第 5	作業の実施体制・方法	35
1	作業実施体制	35
2	作業要員に求める資格等の要件	35
3	作業場所	35
4	作業の管理に関する要領	36
第 6	作業の実施に当たっての遵守事項	38
1	機密保持、資料の取扱い	38
2	個人情報の取扱い	38

3	法令等の遵守.....	38
4	標準ガイドラインの遵守.....	41
5	その他文書、標準への準拠.....	41
6	規程等の説明等.....	41
7	情報システム監査.....	41
8	セキュリティ要件.....	42
第7	成果物の取扱に関する事項.....	44
1	知的財産権の帰属.....	44
2	契約不適合責任.....	44
3	検収.....	45
第8	入札参加資格に関する事項.....	46
1	入札参加要件.....	46
2	入札制限.....	46
第9	再委託に関する事項.....	48
1	再委託の制限及び再委託を認める場合の条件.....	48
2	承認手続.....	48
3	再委託先の契約違反等.....	48
第10	その他特記事項.....	49
1	前提条件等.....	49
2	入札公告期間中の資料閲覧等.....	49
3	その他.....	49
4	監視機器及び測定機器の管理.....	50
第11	附属文書.....	51
1	要件定義書.....	51
2	参考資料.....	51
3	事業者が閲覧できる資料一覧表.....	51

4	閲覧要領.....	51
5	提案書等の審査要領.....	51

# 1 第1 調達案件の概要

## 1 調達件名

令和5～9年度統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新

## 2 調達の背景

統合原子力防災ネットワークシステム（以下「統原防 NW システム」という。）は令和5年に賃借の期限を迎えることから、本調達では統原防 NW システムを構成する設備の更新を行う。このため、更新設備の設計・製作、設置作業等及び賃借並びに賃借期間中における設備の運用、保守を発注する。

本仕様書は、原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）が調達する上記の件名に関する仕様を既定し、統原防 NW システムが具備すべき事項については、「【別紙1】要件定義書」に記載する。

## 3 調達目的及び調達の期待する効果

原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令において、TV会議等の情報通信設備の設置が求められており、災害対策基本法に基づく防災基本計画で国が整備維持管理することが定められている。また、世界最先端 IT 国家創造宣言及び工程表では、災害時に全ての国民が正確な災害関連情報を確実かつ多様な伝達手段で入手できるよう、強靱な通信・放送インフラ等の構築宣言がされている。

統原防 NW システムは、原子力緊急事態発生時に国・地方公共団体・原子力事業者・専門家等関係者が一体となって住民の安全防護等の対応を行う拠点となる「原子力規制庁緊急時対応センター」（以下「緊急時対応センター」又は「ERC」という。）及び「緊急事態応急対策等拠点施設」（以下「オフサイトセンター」又は「OFC」という。）等をネットワークで接続するための設備である。

これらの各拠点にて、原子力緊急事態発生時に統原防 NW システムを円滑に使用することができることを目的としている。

26 4 用語の定義

27 本仕様書及び「【別紙1】要件定義書」で使用する用語の定義は、「表 1-1 用語一覧」に示すとおり  
28 である。

29

30

表 1-1 用語一覧

項番	用語	定義
1	統合原子力防災ネットワークシステム（統原防 NW システム）	原子力緊急事態発生時に国・地方公共団体・原子力事業者・専門家等関係者が一体となって住民の安全防護等の対応を行う拠点となる「原子力災害対策本部」「原子力規制庁緊急時対応センター」及び「緊急事態応急対策等拠点施設」等をネットワークで接続し情報共有するためのシステム。
2	現行の統原防 NW システム（現行システム）	現在、整備済みである統原防 NW システム及び他省庁等が整備済みのシステム。
3	次期の統原防 NW システム（次期システム）	本調達において設計・構築する統原防 NW システム。
4	地上系ネットワーク	各拠点を統原防 NW システムで接続するため、通信回線事業者から賃借する有線通信回線。
5	国 WAN	地上系ネットワークのうち、規制庁の拠点間を接続する広域ネットワーク。規制庁が賃借する。
6	地域 WAN	地上系ネットワークのうち、オフサイトセンターと地方公共団体等を接続する地域ネットワーク。
7	衛星系ネットワーク	地上系ネットワークが不通となった場合に各拠点を統原防 NW システムで接続するため、通信回線事業者から賃借する衛星無線通信回線。
8	関連システム	統原防 NW システムに接続される情報システム。
9	緊急時対策支援システム（ERSS）	関連システムの 1 つであり、原子力災害の発生時に、原子炉の状態の迅速な把握や的確な対応を図るため利用されるシステム。
10	放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMIS）	関連システムの 1 つであり、緊急時モニタリング業務の円滑な実施に資することを目的として、地方公共団体、国等の防災関係者間におけるモニタリング情報、事故情報等の迅速かつ的確な収集と共有を支援するシステム。
11	原子力防災システム（NISS）	関連システムの 1 つであり、原子力災害時に、情報を集約し、広範囲の原子力防災関係者が迅速・正確に一元的な情報共有が可能となるシステム。
12	気象情報システム	関連システムの 1 つであり、気象に関する情報を提供するシステム。

項番	用語	定義
13	緊急情報ネットワークシステム (エムネット)	関連システムの1つであり、国と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム。
14	原子炉安全状態表示システム (SPDS)	関連システムの1つであり、原子力発電所におけるプラントデータの表示システム。
15	原子力規制庁緊急時対応センター (緊急時対応センター) 又は (ERC)	原子力施設で災害が発生した場合に、政府の対策拠点となる施設。
16	緊急事態応急対策等拠点施設 (オフサイトセンター) 又は (OFC)	原子力施設で災害が発生した場合に、関係者が参集し、応急対策の検討を行う原子力施設から20km未満の位置に設置された施設。
17	緊急時ネットワーク監視センター	統原防NWシステムの稼働状況の常時監視を行う施設。
18	リモート監視センター	緊急時ネットワーク監視センターの遠隔地に設置し、緊急時ネットワーク監視センターの被災時に統原防NWシステムの監視を行う施設。
19	データセンター	規制庁が継続的に賃借している第1データセンター、第2データセンターの2拠点。特に指定がない場合、両データセンターを指す。
20	原子力災害対策本部	原子力施設で災害が発生した場合に、政府の対策拠点の1つになる機関。
21	中央地区	緊急時対応センター、緊急時ネットワーク監視センター、原子力災害対策本部の3拠点。
22	原子力施設事態即応センター (即応センター)	原子力施設で災害が発生した場合に、原子力事業者が重要な事項にかかる判断・意思決定を行う原子力事業者の拠点。
23	オンサイト	①原子力施設の敷地内。②ERC内においては、主たるテレビ会議システム周辺のエリア。
24	オフサイト	①オンサイト外側の周辺地域。②ERC内においては、従たるテレビ会議システム周辺のエリア。
25	原子力発電所等原子力防災専門官室	内閣府原子力防災担当に在籍する原子力防災専門官が原子力規制事務所内で執務を行う部屋。
26	緊急時対策所	原子力発電所の緊急時対応に使う施設として、原子力発電所の各種情報や発電所内外の通信設備などが集約されている場所。
27	原子力事業所	原子力発電所等の原子力施設。
28	原子力事業所内原子力運転検査官室	規制庁に在籍する原子力運転検査官が執務を行う部屋。
29	原子力事業所内の中央制御室	原子炉の運転操作、原子炉状況を表示する計器盤等の設備が設置されている区画。

項番	用語	定義
30	原子力規制事務所	原子力施設の安全性や保安活動の実効性をより確実なものとするための軽微な指摘等を事業者に対して行う事務所。オフサイトセンター内に設置される場合と、オフサイトセンターとは別立地で設置される場合がある。
31	受注者	本調達を受注する事業者。
32	現行システム構築事業者	現行の統原防 NW システムを構築し、運用・保守している事業者。
33	関連システム事業者	関連システムを構築し、運用・保守している事業者。

31

32



33 5 業務・情報システム・ネットワークの概要

34 原子力緊急事態発生時に、国、地方公共団体、原子力事業者、専門家等関係者が一体となって住民  
 35 の安全防護等の対応を行う拠点となる施設が緊急時対応センターやオフサイトセンター等である。規  
 36 制庁ではこれらの各施設について、緊急事態発生時に円滑に使用することができるように、統原防 NW  
 37 システムの整備及び維持管理を行っている。本調達では、「表 1-2 実施項目一覧」に示す統原防 NW シ  
 38 ステムの各設備を更新する。

39

40

表 1-2 実施項目一覧

更新設備	設備内容
ネットワーク基盤	緊急時対応センター、オフサイトセンター等の各拠点間において、各種情報交換を実現するもの。 ・地上系ネットワーク ルータ、レイヤ3スイッチ 他 ・衛星系ネットワーク 衛星ルータ、WAN 高速化機器 他
サーバ基盤	第 1 データセンター及び第 2 データセンター内に同様の構成で設置するサーバ等で、両データセンターは原則として Active-Active で稼働する。通常時は各拠点の接続先を双方のデータセンターに振り分け稼働し、障害発生時は稼働可能なデータセンターに処理を集約させる。 ・専用系システム 専用系仮想基盤サーバ、専用系ドメインサーバ 他 ・一般系システム 一般系仮想ブラウザ管理サーバ 他 ・管理系システム 管理系仮想基盤サーバ、WSUS サーバ 他
情報共有システム	緊急時対応センター、オフサイトセンター、地方公共団体及び関係機関間での協議に必要な TV 会議を行うためのもの、又は、情報共有に使用する映像表示を行うもの。 ・情報共有システム TV 会議システム、ビデオ通話システム 他
OA 機器	緊急時対応センター、オフサイトセンター等に整備する情報端末等で、電子メールや資料作成を行うものと専用システムの端末として使用するもの、又はコピー、スキャナー、プリンタ機能を有するもの。 ・情報端末 利用者情報端末、特殊用途情報端末 他 ・印刷機器 複合機、高速複合機 他
その他機器	上記に該当しないその他設備又は機器。 ・その他機器 ラック、無停電電源装置 他

41

42

43 (1) 本調達では、以下の作業を行うこと。

- 44 ● プロジェクト管理
- 45 ● 定例（週次）打合せ
- 46 ● 現地調査
- 47 ● 設計・製作
- 48 ● 設置作業
- 49 ● システム移行
- 50 ● 情報セキュリティ対策
- 51 ● 機能試験
- 52 ● 完成検査
- 53 ● 教育訓練
- 54 ● 機器納入
- 55 ● 提出図書作成
- 56 ● 運用
- 57 ● 保守
- 58 ● 撤去作業
- 59 ● その他

60 (2) 設備等及び役務内容を「表 1-3 役務内容」に示す。本調達に係る詳細については、「【別紙 1】要  
61 件定義書」を参照のこと。なお、統原防 NW システムを構成するものには、衛星通信に係る設備、  
62 データセンター（ファシリティ）及び通信回線があるが、これらは本調達の範囲外とする。

63

64

表 1-3 役務内容

分類	内容
設備等の提供	対象設備等を納入し、指定された場所への輸送・搬入、動作試験等を行う。 対象設備を以下に示す。 ・ネットワーク基盤 ・サーバ基盤 ・情報共有システム ・OA 機器 ・その他機器 また、「令和 5 年度統合原子力防災ネットワークシステムに係る機器の調達」にて納入された機器についても、納入場所から指定された場所への輸送・搬入、動作試験等を行うこと。
設備等の導入に係わる役務	対象設備等を用いての統原防 NW システム全体としての設計・製作、機能試験を行う。
設備等の維持に係わる役務	対象設備等の運用作業及び保守作業（定期点検、障害時対応等）を行う。

65

66

67 **6 契約期間**

68 自：契約締結日

69 至：令和 10 年 3 月 31 日

70 ただし、令和 12 年 3 月 31 日まで利用を延長する場合がある。

71 **7 作業スケジュール**

72 作業スケジュールを「表 1-4 作業スケジュール（概要）」に示す。詳細は、「【別紙 3】作業スケジ  
73 ュール」を参照のこと。令和 6 年 3 月 31 日までに現行システムから次期システムへの移行を完了す  
74 ること。なお、作業スケジュールを参考に、実現可能性を踏まえ、適切な期間で作業スケジュールを  
75 提案すること。

76  
77 **表 1-4 作業スケジュール（概要）**

	令和 5 年度												令和 6 年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
全体設計																								
現地調査																								
詳細設計 （設定等）																								
ソフトウェア 開発																								
機器調達・製作																								
更新工事（グル ープ 1）中央地区＋ データセンター																								
更新工事（グル ープ 2）4 地区																								
更新工事（グル ープ 3）5 地区																								
更新工事（グル ープ 4）4 地区																								
更新工事（グル ープ 5）6 地区																								
更新工事（グル ープ 6）3 地区																								
更新工事（グル ープ 7）3 地区＋量 子科学技術研究 開発機構＋代替 OFC 用資機材倉庫																								

78 注 1：各グループに含まれる地区については、「【別紙 6】拠点一覧」を参照のこと。

79 注 2：各グループの更新対象は、地方公共団体等との協議により変更となる可能性がある。

80

81 **8 調達担当課室・連絡先**

82 本調達仕様書に関する問合せは以下のとおり。

83 〒106-8450

84 東京都港区六本木 1 丁目 9 番 9 号 六本木ファーストビル 5 階

85 原子力規制委員会原子力規制庁

86 長官官房総務課情報システム室

87 TEL 03-5114-2240

88

89 **第2 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等**

90

91 **1 調達範囲**

92 本調達範囲は、統原防 NW システムの設計開発導入及び運用保守業務を行うものとする。具体的内  
93 容は「第4作業の実施内容」にて定める。

94 **2 調達案件及びこれと関連する調達案件**

95 (1) 調達件名：令和4年度 次期統合原子力防災ネットワークシステムの調達支援業務

96 調達の方式：一般競争入札

97 実施時期（予定）：令和4年7月～令和5年3月

98 (2) 調達件名：令和5年度統合原子力防災ネットワークシステムに係る機器の調達

99 調達の方式：一般競争入札（予定）

100 実施時期（予定）：令和5年1月～令和5年3月

101 (3) 調達件名：令和5年度 次期統合原子力防災ネットワークシステム設備更新の設計・施工管理支  
102 援業務（仮称）

103 調達の方式：一般競争入札（予定）

104 実施時期（予定）：令和5年4月～令和6年3月

105 **3 調達案件間の入札制限**

106 (1) 「令和4年度 次期統合原子力防災ネットワークシステムの調達支援業務」は、本調達と相互に  
107 入札制限の対象とする。

108 (2) 「令和5年度 次期統合原子力防災ネットワークシステム設備更新の設計・施工管理支援業務  
109 （仮称）」は、本調達と相互に入札制限の対象とする。

110

111 **第3 情報システム・ネットワークに求める要件**

112

113 本調達の実施に当たっては、調達仕様書及び「【別紙1】要件定義書」の各要件を満たすこと。本調達  
114 にて納入する機器を「【別紙2】機器仕様」及び「【別紙4】機器等数量表」に示す。

115 また、「令和5年度統合原子力防災ネットワークシステムに係る機器の調達」にて納入される機器に  
116 対して、調達仕様書及び「【別紙1】要件定義書」の各要件を満たすための作業を行うこと。当該機器は  
117 「【別紙5】支給品一覧」に示す。

118

119 第4 作業の実施内容

120

121 1 作業の内容

122 (1) 設計・開発業務

123 ア 現地調査

124 (ア) 現地調査の実施

125 A 設計・製作、設置作業を実施するに当たり、設置場所の現地調査を実施し、現地の  
126 状況を十分に把握すること。

127 B 現地調査は、次に示す要領で実施すること。

128 ● ネットワーク機器、端末設置する室内のレイアウト及び建物内の位置条件等を調  
129 査し、機器配置、配線図の基礎資料とすること。

130 ● ネットワーク機器、端末への電源供給用の分電盤容量及び位置を調査し、電源ケ  
131 ーブル等の配線図の基礎資料とすること。

132 (イ) 施工図の作成

133 A 現地調査の結果に基づき施工図を作成すること。

134 B 施工図は、工事実施前に規制庁に提出すること。

135 イ 設計・開発実施計画書等の作成

136 製品の設計・開発の計画を策定し、管理すること。

137 ウ 設計

138 受注者は、「【別紙1】要件定義書」の「第2 機能要件の定義」及び「第3 非機能要件の定義」  
139 を満たすための基本設計及び詳細設計を行い、成果物について規制庁の承認を受けること。

140 (ア) 受注者は、現行システムから次期システムへの移行の方法、環境、ツール、段取り等  
141 を記載した移行計画書を作成し、規制庁の承認を受けること。

142 (イ) 受注者は、運用設計及び保守設計を行い、定常時における月次の作業内容、その想定  
143 スケジュール、障害発生時における作業内容等を取りまとめた運用計画書及び保守計  
144 画書を作成し、規制庁の確認を受けること。

145 (ウ) 設計期間において関係機関で必要となるライセンスの種類、数量を確定させること。  
146 なお、調達範囲外のデバイスにかかる各種ライセンス費用は、本調達には含めない。

147 エ 開発・テスト

148 (ア) 受注者は、社内検査を実施する際に作成する以下の図書を事前検査の際に利用するた  
149 め、事前検査の2週間以内に規制庁に提出すること。

150 ● 社内検査計画書

151 ● 社内検査成績書

152 (イ) 受注者は、機能試験（単体試験、調整試験及び接続試験）について、試験体制、試験  
153 環境、作業内容、作業スケジュール、試験シナリオ、合否判定基準等を記載した機能  
154 試験要領書を作成し、規制庁の承認を受けること。

155 A 現地での機能試験が不可能な場合は、事前に性能試験データを提出するなどの代替  
156 手段を用いてもよいものとする。

157 B 試験に必要な試験装置は、受注者が用意すること。他調達の受注者が行う現地

- 158 調整時に不具合が発生した場合は、その切り分けに当たり責任を持って対応すると  
159 ともに、不具合状況を発注者へ報告すること。
- 160 C 接続試験において、オフサイトセンターでの作業実施時、中央地区、地方公共団体  
161 及び原子力事業者等の対向先での試験は、対向先の担当職員が立ち会うため、受注  
162 者による立合いは不要とする。
- 163 (ウ) 受注者は、現地で実施する単体試験、調整試験及び接続試験の方法を記載した機能試  
164 験要領書を作成し、規制庁に提出すること。
- 165 (エ) 受注者は、設計工程の成果物及び機能試験要領書に基づき、アプリケーションプログ  
166 ラムの開発、試験を行うこと。
- 167 (オ) 受注者は、機能試験要領書に基づき、各試験の実施状況を規制庁に報告すること。
- 168 (カ) 受注者は、上記の単体試験、調整試験及び接続試験のそれぞれの機能試験結果を機能  
169 試験成績書として規制庁へ提出すること。
- 170 オ 受入試験支援
- 171 (ア) 受入試験において、移行可否を最終的に判断するための具体的な受入試験内容を規制  
172 庁に提示し、規制庁における受入試験の支援を実施すること。
- 173 (イ) 受注者は、規制庁が受入試験を実施するに当たり、環境整備、運用等の支援を行うこ  
174 と。
- 175 (ウ) 受注者は、規制庁の指示に基づき、PJMO 以外の情報システム利用者の試験実施も含め  
176 て、機能試験要領書作成の支援を行うこと。
- 177 カ 機器納入
- 178 (ア) 輸入品
- 179 A 輸入品を使用する場合、輸入に係る一切の手続については、受注者において処理す  
180 ること。
- 181 B 受注者は、必要に応じ製造会社における生産計画を把握し、構成、構造及び性能等  
182 について、本書の規定を満足することを保証しなければならない。
- 183 C 各装置における表示及び取扱説明に関する書類は、原則として日本語とする。
- 184 (イ) 出荷条件
- 185 A 梱包は、輸送時に損傷しないようにすること。
- 186 B 輸送・搬入の際に施設、機械等の損壊が生じた場合は、受注者の責任においてこれ  
187 を補償すること。
- 188 (ウ) 関連する施設及び他調達との調整
- 189 A 本調達にて関連する施設との調整は、規制庁の指示のもと受注者が行い、支障なく  
190 機器搬入、付帯工事等を実施すること。なお、緊急時対応センターが設置されてい  
191 る建物（電気、空調設備等を含む。）は、規制庁が管理しており、オフサイトセンタ  
192 ーが設置されている建物（電気、空調設備等を含む。）は、原則として地方公共団体  
193 が管理している。
- 194 B 緊急時対応センター、オフサイトセンター、地方公共団体等の他機関にて調達する  
195 通信回線や設備と、本書で調達する設備が相互に安定的に稼働するように、他機関  
196 の調達先業者と調整し、設計及び施工を行うこと。

- 197 C 故障発生時には、その切り分けに当たり責任を持って対応するとともに、故障状況  
 198 を他調達の受注者及び規制庁へ報告すること。  
 199 D 本書で調達する設備が相互に安定的に稼働するように、通信回線の受注者等とも連  
 200 携して総合調整を行うこと。

201 キ 設置作業

- 202 (ア) 受注者は、提案する機器等を所定の位置に設置すること。なお、設置場所については、  
 203 別途規制庁より指定する。また、受注者は、設置時に発生する梱包材は受注者の責任  
 204 で廃棄すること。  
 205 (イ) 受注者は、現地への機器搬入 2 か月前に、設置作業計画書（作業体制、作業方法、作  
 206 業手順、作業スケジュール）を作成し、規制庁に提出すること。  
 207 (ウ) 機器設置は、最新版の「建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策総合  
 208 研究所・独立行政法人建築研究所監修）」及び、最新版の「官庁施設の総合耐震計画基  
 209 準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」に基づいて適切に行うこと。各  
 210 拠点の所在地方公共団体における条例等が示されている場合は、それに基づいて適切  
 211 に機器設置を行うこと。  
 212 (エ) 設置作業の実施内容を「表 4-1 設置作業」に示す。

213  
214 表 4-1 設置作業

No.	作業項目	作業概要
1	機器配置	第 1・第 2 データセンター、緊急時対応センター、各オフサイトセンターの設置場所は事前に規制庁へ確認すること。
2		機器の据付等の際し、施設・機械等に損壊が生じた場合は、受注者の責任においてこれを補償すること。
3	施工範囲	本調達で更新する設備と対象外の設備との分界点は、「【別紙 1】要件定義書」の「図 1-10 全体概要図（参考）」に示すとおりとすること。
4	配線作業	システム満足のため必要なケーブル等は、受注者にて準備すること。
5		配線ルートは事前に規制庁に確認すること。
6		配線時ビル共用スペース（EPS 等）を使用する場合は、事前に規制庁へ相談し、確認してから作業を行うこと。
7		事前調査を実施し、施工に適したケーブルを選定、使用すること。
8		通信用ケーブルは、システムごとや用途等の区別が認識できるようにするため、異なる色のケーブルを使用することを原則とすること。具体的なケーブル色は、事前に規制庁に確認すること。
9	配線盤（MDF）設計・製作	システム機器室に設置する配線盤の設計・製作を行うこと。ただし、設計・現地調査の結果、配線盤が不要であれば設置しなくてもよい。
10	電源工事	電源工事は、原則建屋の分電盤ブレーカー以降からの工事とすること。
11		分電盤の取得先は、事前に規制庁に確認すること。
12	表示等	装置には、規制庁が別途提示する管理ラベルを貼付し、地区ごとに機器一覧表を作成すること。



No.	作業項目	作業概要
13	開口部の取扱い	使用しない天井・壁・床などの開口部は、規制庁の指示のもと、必要に応じて閉塞作業を行うこと。ただし、費用については別途精算とする。
14	工事時間帯	工事時間帯は、原則として平日 9 時頃から 17 時頃までとすること。ただし、運転検査官室（原子力発電所）での作業は、平日 10 時頃から 16 時頃までとすること。

215

216

(オ) 作業終了後、作業概要、作業時間、作業責任者名、作業人数等を記載した作業日報をメールにて提出すること。

217

218

(カ) 別途規制庁より指示する機器の取り外し及び指定場所への運搬を行うこと。

219

#### ク 情報システム・ネットワークの移行

220

(ア) 既存システムとの接続

221

A 受注者は、今回各オフサイトセンターに導入する新たな設備を、各オフサイトセンターで統原防 NW システムに接続している地方公共団体等の既存システム（TV 会議システム、情報端末、電話、IP-FAX、IP-PBX、レイヤ 2 スイッチ、レイヤ 3 スイッチ等）と接続可能とすること。ただし、接続するために既存システムの設定変更が必要となる場合には、設定変更内容に必要な情報を規制庁に提供すること。

222

223

224

225

226

B 本調達範囲外の関係機関では、既存システムで以下の機能を利用している。システム移行の際は、関係機関への影響を最小限とし機能停止となることがないように移行設計を行い、接続性を確保すること。

229

- 専用系ドメイン機能

230

- 専用系メール機能(メールアーカイブ機能含む)

231

- 専用系ファイル共有機能

232

- WEB 電話帳機能

233

- ポータルサイト機能

234

- 一般系仮想デスクトップ機能

235

- 一般系メール機能(メールアーカイブ機能、メール中継、暗号化(スパム対策)機能含む)

236

237

- 一般系ファイル共有機能

238

- 一般系プロキシ機能

239

- 共通系ファイル共有機能

240

- パッチ・バージョンアップ管理機能

241

- マルウェア対策機能

242

- 操作ログ管理機能

243

- NTP 機能

244

- TV 会議機能(会議開催機能、会議参加機能)

245

- ビデオ通話機能

246

- IP-PBX 機能

247

- FAX アドレス帳配信機能

- 248 ● 情報配信機能
- 249 C 既存システムの設定変更に伴う費用については、本調達には含まない。
- 250 D ERC 及び緊急時ネットワーク監視センターの移転
- 251 E 受注者は、現行システムから次期システムへの移行及び千代田区霞が関一丁目 3 番
- 252 2 号 への移転作業時には、地方公共団体、電気事業者等の整備済みの関連システム
- 253 に対し、円滑な移行が可能とするよう、設計上留意すること。
- 254 F 次期システムに接続するために関連システムの設定変更が必要となる場合には、設
- 255 定変更に必要な情報を規制庁に提供すること。
- 256 G 関連システムの改良に伴う費用については、本調達には含まない。なお、移行作業
- 257 において規制庁から要望があった場合、地方公共団体、電気事業者等への説明支援
- 258 を実施すること。
- 259 (イ) 受注者は移行計画書（移行の体制、実施方法、実施手順及び実施スケジュール等）を
- 260 作成し、規制庁に提出すること。
- 261 (ウ) 受注者は、規制庁の移行判定を受けて、移行計画書に基づく移行作業を行うこと。
- 262 (エ) 受注者は、移行に際して地域系ネットワークとの接続、TV 会議システムの動作などに
- 263 必要な機器のスペック及びネットワーク網等の通信要件について、関係機関に開示す
- 264 る情報を事前に提示すること。
- 265 (オ) 受注者は、データ移行に当たり、次期システムのデータ構造を明示し、現行システム
- 266 が保有・管理するデータの変換、移行要領の策定、例外データ等の処理方法等に関する
- 267 手順書を作成し、規制庁の承認を受けること。
- 268 (カ) 受注者は、上記手順書に従い、データを変換・移行した後は、移行後のデータだけで
- 269 なく、例外データ等についても確認を行い、データの信頼性の確保を図ること。
- 270 (キ) 受注者は、次期システム用の納入機器において関連システムに影響ない場所を規制庁
- 271 と協議の上で確保する。また、保管時においても他システムへ影響を与えないこと。
- 272 (ク) 作業着手後、規制庁の都合により現行システム、他システム等の運用が必要となる場
- 273 合は、規制庁の指示のもと作業を中断する場合もある。
- 274 (ケ) 規制庁は、本仕様書の規定及び実施計画書に示す内容に従っているかを確認するため、
- 275 各種検査（事前検査、完成検査及び官公庁の検査等）を実施する。
- 276 A 事前検査
- 277 規制庁は、納入場所において書類の検査、機器の数量等の検査を行う。検査内容を「表
- 278 4-2 事前検査」に示す。

表 4-2 事前検査

No.	検査項目	検査概要
1	書類検査	提出書類の種類、内容の検査を行う。
2	物品、数量検査	本仕様書に記載されている物品、数量の確認検査を行う。
3	施工状況検査	機器配置、配線状況の検査を行う。
4	機能、性能検査	本仕様書に記載されている機能、性能条件の検査を行う。

282  
283  
284  
285  
286  
287

B 完成検査

規制庁は事前検査合格後、完成図書により本仕様書に記載されている設計・製作、設置作業等が完了し、運用に際して問題ないかを検査する。検査内容を「表 4-3 完成検査」に示す。

表 4-3 完成検査

No.	検査項目	検査概要
1	書類検査	完成図書として、提出書類の種類、内容の検査を行う。

288

C その他、官公庁の検査

289  
290  
291  
292  
293

- 各工程の写真（工程前、工程中、工程後）及び完成写真（納入機器の全体又は機能班ごとに設置状態の分かるもの）を撮影し、提出すること。
- 必要に応じて、情報通信機器に関する消防法等の官公庁の指示する各種検査を受検し、官庁検査合格所等を提出すること。

294

ケ 引継ぎ

295  
296  
297

受注者は、設計・開発の設計書、作業経緯及び規制庁の承認のもと統原防 NW システムの運用・保守業務として解決すべきとした残存課題等を文書化し、運用担当者及び保守担当者に対して確実な引継ぎを行うこと。

298

コ 定例会議等の実施

299  
300  
301  
302  
303  
304  
305  
306  
307

- (ア) 受注者は、設計開発定例会議を開催（週次を基本）するとともに、月次の進捗報告会において、工程管理表等に基づき業務の進捗状況を報告すること。
- (イ) 規制庁から要請があった場合、又は受注者が必要と判断した場合、必要資料を作成の上、設計開発定例会議とは別に会議を開催すること。
- (ウ) 受注者は、システム供用開始前に稼働判定会議を開催すること。
- (エ) 受注者は、工程の開始・終了時に工程会議を開催すること。
- (オ) 受注者は、会議終了後、翌々営業日以内（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。）を除く。）に議事録を提出すること。提出後、規制庁の承認を受けること。

308

サ 撤去作業

309  
310  
311  
312  
313  
314  
315  
316  
317  
318

以下の撤去作業を行うこと。

- (ア) 産業廃棄物処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により分別解体等及び特定建設資材の再資源化等について適切な処置を行うほか、地域の条件、環境に配慮し、適切に行うこと。
- (イ) 本契約終了後、規制庁の指示に従い受注者にて納入した機器の撤去作業を行うこと。
- (ウ) 受注者は、不要となる機器（以下「不要機器」という。）の設置場所及び機器を明確に示し、規制庁に確認すること。
- (エ) 受注者は、機器設置を行った納入場所より、不要機器を撤去及び搬出する際、各機器を接続している配線についても同時に撤去すること。
- (オ) 撤去、搬出及び廃棄のために必要な全ての経費（養生品、機材及び車両等を含む。）は、

- 319 全て受注者の負担とすること。
- 320 (カ) 規制庁の指示に従い撤去、搬出日時及び搬出回数についての工程表を作成し、作業を  
321 実施すること。
- 322 (キ) 撤去及び搬出時はエレベータ内及び搬出経路等、必要な場所に養生を実施し、作業後  
323 は不要となった養生品の撤去を速やかに実施すること。
- 324 (ク) 撤去設備のハードディスク等記憶装置内の電子データ等は、複数回の書き込み又は物  
325 理的に読むことができなくすることとし、規制庁へデータ消去証明書を提出すること。
- 326 (ケ) 機器ラック等の架台は撤去せず残置すること。その際、開口部を適切に塞ぐ（養生）  
327 すること。
- 328 シ その他
- 329 (ア) オフサイトセンター行政 LAN 内線との接続作業  
330 行政 LAN 設備と PBX（電話交換機）が問題なく連携できるよう設定、配線すること。
- 331 (イ) スクリプトの作成
- 332 A 原子力発電所等原子力防災専門官室に配備する情報端末について、発電所等内緊急  
333 時対策所、各オフサイトセンター、緊急時対応センター、原子力災害対策本部、即  
334 応センターでの使用を想定し、IP アドレス等を自動で変更できるようなスクリプト  
335 を作成し配備すること。
- 336 B なお、スクリプト作成の代わりに、DHCP サーバを利用して IP アドレスを自動で変  
337 更する仕組みを設けることも可とする。その際、固定 IP アドレスの設定が必要であ  
338 る情報端末に留意すること。
- 339 C 緊急時対応センターが利用不可になった際に、代替緊急時対応センター立上げに必  
340 要となる設定変更スクリプトを作成し運用管理操作端末に配備すること。
- 341 (ウ) WEB ベースの電話帳導入  
342 利用者情報端末より利用可能な WEB ベースの電話帳システムを、以下の点を満たすよう構築  
343 すること。
- 344 ● 全ての電話帳データを管理できる「全体管理者」権限を作成可能であること  
345 ● 地区ごとの電話帳データのみを管理できる「地区管理者」権限を作成可能であること  
346 ● 登録されているキーワードでの検索が可能であること  
347 ● ツリー構造で電話帳が管理可能であること
- 348 (エ) ポータルサイトからの情報閲覧について  
349 関連システムへのアクセスを簡素化できるよう、ポータルサイト等を用いたリンク集を構築  
350 すること。
- 351 (2) 教育訓練業務
- 352 ア 受注者は、統原防 NW システムの利用者に対し、システム利用方法に係る教育訓練を実施する  
353 こと。
- 354 イ 受注者は、教育訓練計画書を作成し、規制庁に確認すること。
- 355 ウ 受注者は、必要な教材、研修用資料及び操作手順書を作成すること。
- 356 エ 受注者は、教育訓練の実施後、教育訓練報告書を規制庁に提出すること。

- 357 (3) 運用業務
- 358 ア 運用計画書及び運用実施要領の作成支援
- 359 (ア) 受注者は、業務開始当初に、運用保守設計書及び運用保守マニュアルを基に運用計画
- 360 書（運用体制、作業手順、年間又は月間での作業スケジュール等）を作成し、規制庁
- 361 に提出すること。
- 362 (イ) 受注者は、運用計画書及び運用実施要領を作成するに当たり、具体的な作業内容や実
- 363 施時間、実施サイクル等に関する内容を含めること。
- 364 イ 連絡体制図の作成
- 365 情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制図を作成し、提出すること。なお、連絡体制
- 366 図においては、規制庁職員等の関係者を含めること。
- 367 ウ 定常時対応
- 368 (ア) 受注者は、「【別紙 1】要件定義書」の「第 3.16 運用に関する事項」に示す定常時運
- 369 用業務（システム操作、運転管理・監視、稼働状況監視、サービスデスク提供等）を
- 370 行うこと。具体的な実施内容・手順は、運用計画書に基づいて行うこと。
- 371 (イ) 受注者は、運用計画書及び運用実施要領に基づき、以下の内容について月次で運用作
- 372 業報告書を取りまとめること。
- 373 ● 運用業務の内容や工数、作業時間等の作業実績状況
- 374 ● サービスレベルの達成状況
- 375 ● 情報システム・ネットワークの構成と運転状況（情報セキュリティ監視状況を含む。）
- 376 ● 情報システム・ネットワークの定期点検状況
- 377 ● 情報システム・ネットワークの利用者サポート、教育訓練状況
- 378 ● リスク・課題の把握・対応状況
- 379 (ウ) 受注者は、月間の運用実績を評価し、達成状況が目標に満たない場合はその要因の分
- 380 析を行うとともに、達成状況の改善に向けた対応策を提案すること。
- 381 (エ) 受注者は、ソフトウェア製品の保守の実施において、ソフトウェア製品の構成に変更
- 382 が生じる場合には、規制庁にその旨を報告し、変更後の環境がライセンスの許諾条件
- 383 に合致するか否かの確認を受けること。
- 384 エ 運用作業の承認記録
- 385 (ア) 情報セキュリティインシデントを未然に防ぐため、本番環境へのアクセスを伴う作業
- 386 に関しては情報システムセキュリティ責任者からの承認を得ること。また、本番環境
- 387 における作業の適切性の確認及び説明責任の観点から、当該承認の記録を残すこと。
- 388 (イ) セキュリティパッチの適用については、政府統一基準への準拠性及び対外的な説明責
- 389 任を考慮して、情報セキュリティ対策の妥当性を情報システムセキュリティ責任者が
- 390 確認した上で、規制庁から承認を得ること。また、報告内容が見直し結果検討の際等
- 391 に承認されたものであることを追跡可能なよう、承認した証跡を保管すること。
- 392 オ 障害発生時対応
- 393 (ア) 受注者は、統原防 NW システムの障害発生時（又は発生が見込まれるとき）には、速や
- 394 かに規制庁に報告するとともに、その緊急度及び影響度を判断の上、「【別紙 1】要件
- 395 定義書」の「第 3.16 運用に関する事項」に示す障害発生時運用業務（障害検知、障

396 害発生箇所の切り分け、保守事業者への連絡、復旧作業及び復旧確認、報告等)を行  
397 うこと。なお、障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。具体  
398 的な実施内容・手順は、運用計画書及び運用実施要領に基づいて行うこと。

399 (イ) 受注者は、障害に関して事象の分析(発生原因、影響度、過去の発生実績、再発可能  
400 性等)を行い、同様の事象が将来にわたって発生する可能性がある場合には、恒久的  
401 な対応策を提案すること。

402 (ウ) 受注者は、大規模災害等の発災時には、規制庁の指示を受けて、情報システム運用継  
403 続計画に基づく運用業務を実施すること。

#### 404 カ 情報システム・ネットワークの現状確認

405 (ア) 受注者は、現状確認の結果、ライセンス許諾条件に合致しない状況が認められる場合  
406 は、当該条件への適合可否、条件等を調査の上規制庁に報告すること。

407 (イ) 受注者は、現状確認において IPA の MyJVN バージョンチェッカを用いるなどにより、  
408 ソフトウェア製品のバージョンを確認し、その結果、サポート切れのソフトウェア製  
409 品の使用が明らかとなった場合は、当該製品の更新の可否、更新した場合の影響の有  
410 無等を調査の上、規制庁に報告すること。

411 (ウ) 受注者は、規制庁に報告した結果、サポート切れのソフトウェア製品を更新した場合  
412 は、改めて規制庁に報告すること。

#### 413 キ 運用作業の改善提案

414 受注者は、年度末までに年間の運用実績を取りまとめるとともに、必要に応じて運用計画書、  
415 運用実施要領に対する改善提案を行うこと。

#### 416 ク 引継ぎ

417 (ア) 受注者は、規制庁が次期システムを更新する際には、要件定義支援事業者及び設計・  
418 開発事業者等に対し、作業経緯、残存課題等に関する情報やデータの提供及び質疑応  
419 答等の協力を行うこと。

420 (イ) 受注者は、本調達の終了後に他の運用事業者が次期システムの運用を受注した場合に  
421 は、当該事業者に対し、作業経緯及び規制庁の承認のもと統原防 NW システムの運用・  
422 保守業務として解決すべきとした残存課題等についての引継ぎを行うこと。

#### 423 ケ 定例会議等の実施

424 (ア) 受注者は、運用保守定例会議を開催(月次を基本)するとともに、業務の進捗状況を  
425 運用作業報告書に基づき報告すること。

426 (イ) 規制庁から要請があった場合、又は、受注者が必要と判断した場合、必要資料を作成  
427 の上、運用保守定例会議とは別に会議を開催すること。

428 (ウ) 受注者は、会議終了後、翌々営業日以内(行政機関の休日(行政機関の休日に関する  
429 法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。)を除く。)に議  
430 事録を提出すること。提出後、規制庁の承認を受けること。

#### 431 コ 監視

432 (ア) 受注者は、監視業務の結果を「図 4-1 監視センター業務日誌」にまとめ、オフサイト  
433 センター地区担当者に提出すること。また、10日間の業務日誌を旬報にまとめ提出す  
434 るとともに、月間の業務結果を月例報告書にまとめ、翌月初に提出すること。

監視センター業務日誌							令和 年 月 日 ( )																				
							1勤	2勤																			
従事者																											
作業実施日																											
1勤始業時の天気/気温																											
気象情報システムで震度5以上の検知有無																											
対試試験の結果と内容		時間	対内先			結果																					
■統合原子力防災ネットワーク機器の監視結果																											
点検時刻の記録		1勤							2勤																		
		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8		
防災通信システムの 障害発生件数	情報通信システム																										
	OA機器、サーバ																										
	管理系システム																										
防災情報システムの 障害発生件数	映像システム																										
	TV会議システム																										
その他		気象サーバなど																									
ERSSの障害発生件数		ERSS																									
■異常発生・復旧記録																											
発生日時 (復旧日時)	区分	分類	障害管理番号/ SR番号	発生場所	装置名(装置管理番号) ホスト名	発生要因	処置内容																				
■障害対応記録																											
■点検・工事作業記録																											
備考欄																											
入退出管理簿																											
	入退出時刻	氏名	会社名		入室目的		備考																				
1																											
2																											
3																											
4																											
5																											
6																											
7																											
8																											

図 4-1 監視センター業務日誌





462  
463  
464  
465  
466  
467  
468  
469  
470  
471  
472  
473  
474  
475  
476  
477  
478  
479  
480

絡へ対応すること。

- 月末の 3 営業日前までに、原子力事業者から提出される月間（受信日の次の月）の ERSS データ伝送停止計画を基に ERSS データ伝送停止に関する情報をまとめ、「図 4-3 ERSS データ伝送停止計画等公開フォーム」を原則として月末の 2 営業日前までに作成し、規制庁 ERSS 担当者に提出すること。伝送停止計画の提出がない場合は当該原子力事業者に連絡し、催促すること。
- 原子力事業者から ERSS データ伝送停止計画の変更連絡があった場合は、適宜 ERSS データ伝送停止計画等公開フォームに変更内容を反映し、更新すること。
- 原子力事業者から ERSS データ伝送停止計画の変更連絡があった場合は、内容を確認し、不備がなければ受け取った旨の返信を行う。不備があれば原子力事業者に問い合わせを行い、訂正を要請すること。
- 前月末の他、原則週 1 回、最新の ERSS データ伝送停止計画等公開フォームを規制庁 ERSS 担当者に提出する。提出日については規制庁 ERSS 担当者からの指示に従うこと。
- 規制庁 ERSS 担当者から別途提出の指示があれば都度提出すること。
- 規制庁から ERSS データ伝送停止計画等公開フォームの変更連絡を受けた場合、ERSS データ伝送停止計画等公開フォームに変更内容を反映し、更新すること。
- 更新後の公開フォームはバックアップを作成し、保存すること。

1. 要約版データ伝送システム(ERSS)における令和4年5月のデータ伝送の計画/停止に関する状況						
原子力事業者	原子力施設	対象設備	施設の稼働状況	データ伝送停止期間	データ伝送停止の内容及理由	
北海道電力株式会社	泊発電所	1号	運転停止中	-	-	
		2号	運転停止中	-	-	
		3号	運転停止中	-	-	
		環境	-	-	-	
東北電力株式会社	東通原子力発電所	1号	運転停止中	-	-	
		環境	-	-	-	
		2号	運転停止中	-	-	
	女川原子力発電所	1号	停止検査中	-	-	-
		2号	運転停止中	-	-	-
		3号	運転停止中	-	-	-
東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所	1号	特定原子力施設	-	福島第一事故による設備故障のため	
		2号	特定原子力施設	-		
		3号	特定原子力施設	-		
		4号	特定原子力施設	-		
		5号	特定原子力施設	-		
		6号	特定原子力施設	-		
	福島第二原子力発電所	1号	停止検査中	-	-	
		2号	停止検査中	-	-	
		3号	停止検査中	-	-	
		4号	停止検査中	-	-	
	柏崎刈羽原子力発電所	1号	運転停止中	-	-	
		2号	運転停止中	-	-	
		3号	運転停止中	-	-	
		4号	運転停止中	-	-	
		5号	運転停止中	-	-	
		6号	運転停止中	-	-	
	中部電力株式会社	浜岡原子力発電所	1号	停止検査中	-	停止検査移行によりプラント情報の伝送終了
			2号	停止検査中	-	
3号			運転停止中	-		
4号			運転停止中	-		
5号			運転停止中	-		
環境			-	-		
北陸電力株式会社	志賀原子力発電所	1号	運転停止中	-	-	
		2号	運転停止中	-	-	
		環境	-	-	-	
関西電力株式会社	美浜発電所	1号	停止検査中	-	-	
		2号	停止検査中	-	-	
		3号	運転中(既運転含む)	-	-	
	高浜発電所	1号	運転停止中	-	-	
		2号	運転停止中	-	-	
		3号	運転中(既運転含む)	-	-	
		4号	運転停止中	-	-	
	大飯発電所	1号	停止検査中	-	-	
		2号	停止検査中	-	-	
		3号	運転停止中	-	-	
		4号	運転中(既運転含む)	-	-	
		環境	-	-	-	
中国電力株式会社	島根原子力発電所	1号	停止検査中	-	-	
		2号	運転停止中	-	-	
		環境	-	-	-	
四国電力株式会社	伊方発電所	1号	停止検査中	-	-	
		2号	停止検査中	-	-	
		3号	運転中(既運転含む)	-	-	
九州電力株式会社	志高原子力発電所	1号	停止検査中	-	-	
		2号	停止検査中	-	-	
		3号	運転停止中	-	-	
		4号	運転中(既運転含む)	-	-	
	川内原子力発電所	1号	運転中(既運転含む)	-	-	
		2号	運転中(既運転含む)	-	-	
日本原子力発電株式会社	東海第二発電所	1号	運転停止中	-	-	
		環境	-	-	-	
	敦賀発電所	1号	停止検査中	-	停止検査移行によりプラント情報の伝送終了	
		2号	運転停止中	-		
四国研究開発法人	もんじゅ	プラント	停止検査中	-	-	
	日本原子力研究開発機構	みづか	プラント	停止検査中	-	
日本原燃株式会社	六ヶ所再処理工場施設	当務装置	運転中(既運転含む)	-	-	
		放射線管理	-	-	-	
		環境データ	-	-	-	
		総合施設	-	-	-	

※原子力規制庁では、上述のとおり停止している間において、万一、原子力施設で事故等が発生し、事故進展予測等のためにデータが必要な場合には、当該原子力施設からFAK、電子メール等により別途データを送ることにより万全を期すこととしています。  
 ※データ伝送停止期間及びデータ伝送停止の内容及理由が「-」で示された原子力施設は、今月停止予定はありません。

2. 令和4年5月中に発生した経路の障害によるデータ伝送の停止に関する状況					
原子力事業者	原子力施設	対象設備	施設の稼働状況	データ伝送停止期間	データ伝送停止の内容及理由
※データ伝送停止期間の日付欄にリポートされています(現在に遡りものを上にしてあります)。					

3. 令和4年5月中に発生した現象によるデータ伝送の停止に関する状況					
原子力事業者	原子力施設	対象設備	施設の稼働状況	データ伝送停止期間	データ伝送停止の内容及理由
※データ伝送停止期間の日付欄にリポートされています(現在に遡りものを上にしてあります)。					

4. 要約版データ伝送システム(ERSS)の令和4年9月の保守・点検等の作業計画		
保守・点検対象	作業期間	作業内容
※作業中は、データ伝送停止期間をゼロまたは最小となるよう努めて行います。		

図 4-3 ERSS データ伝送停止計画等公開フォーム

481  
482  
483

484  
485  
486  
487  
488  
489  
490

#### B ERSS 稼働状況チェックシートの作成と修正

「図 4-4 ERSS 稼働状況チェックシート」は、各月のはじめまでに規定の Excel ファイルにその月の ERSS データ伝送停止計画等公開フォームを反映したものを作成すること。月の途中で ERSS データ伝送停止計画に変更があった場合、都度変更内容を反映すること。すでに印刷して ERSS 稼働状況のチェックを始めたシートには、手書きで計画停止の修正を行ってもよいとする。シートはチェックする日の前日までに印刷すること。

ERSS 稼働状況チェックシート

記入例：○：データ伝送中(第一DC) 代：データ伝送中(第二DCのみ) ー：計器停止中 ×：データ伝送異常(発電所全てのモニタリングデータなし含む)

※各直帯の引き継ぎ時と稼働状況チェックシート印刷時にERSS計画停止情報と各拠点の月固停止予定表に相違がない事を確認

令和4年8月 1日-2日			1 日												2 日											
所	種	係	000	200	400	600	800	1000	1200	1400	1600	1800	2000	2200	000	200	400	600	800	1000	1200	1400	1600	1800	2000	2200
停 員 給水操作員 チェックシート記入者																										
ERSS計画停止情報 等																										
島	1号																									
	2号																									
	3号																									
	増設																									
東浜	1号																									
	増設																									
	1号																									
	増設																									
安川	1号																									
	2号																									
	3号																									
	増設																									
稼働第一	1号																									
	2号																									
	3号																									
	4号																									
	5号																									
	増設																									
稼働第二	1号																									
	2号																									
	3号																									
	増設																									
柏崎2431	1号																									
	2号																									
	3号																									
	4号																									
	5号																									
	6号																									
	7号																									
	増設																									
浜田	1号																									
	2号																									
	3号																									
	4号																									
	増設																									
志賀	1号																									
	増設																									
美浜	1号																									
	2号																									
	増設																									
高浜	1号																									
	2号																									
	3号																									
	増設																									
大飯	1号																									
	2号																									
	3号																									
	増設																									
新橋	1号																									
	2号																									
	増設																									
伊方	1号																									
	2号																									
	増設																									
石森	1号																									
	2号																									
	3号																									
	増設																									
川内	1号																									
	増設																									
泉崎第二	1号																									
	増設																									
志賀	1号																									
	増設																									
もんじゅ	プラント																									
	プラント																									
ふげふ	プラント																									
	プラント																									
	プラント																									
六ヶ所	検査装置																									
	検査装置																									
	検査装置																									

491  
492  
493

図 4-4 ERSS 稼働状況チェックシート

494  
495  
496  
497  
498

C 平常時対応に関する業務報告

平常時対応に関する業務報告は、「図 4-5 監視勤務日誌」及び「図 4-6 監視勤務旬報図 4-6 監視勤務旬報」として指定フォーマットに沿った内容を作成し、保管すること。

令和 年 月 日 ( )

### 監視勤務日誌

1勤：

2勤：

項目	勤務直		処置事項等	
	1勤	2勤		
統合原子力防災ネットワーク 機器類の異常の有無				
ERSSについて原子力事業者 からのプラントデータ伝送の 異常の有無				
事業所名	勤務直		月間ERSS伝送停止計画及び変更連絡の有無	Web
	1勤	2勤		
北海道電力（株）				
東北電力（株）				
東京電力ホールディングス（株）				
中部電力（株）				
北陸電力（株）				
関西電力（株）				
中国電力（株）				
九州電力（株）				
原子力研究開発機構				
日本原子力発電（株）				
日本原燃（株）				
備考				

499  
500

図 4-5 監視勤務日誌

監視勤務旬報 (上旬)												
項目	日付										処置事項等	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
統合原子力防災ネットワーク 機器類の異常の有無												
ERSSについて原子力事業者からの プラントデータ伝送の異常の有無												
事業所名	日付										月間ERSS伝送停止計画及び変更連絡の有無	Web
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
北海道電力 (株)												
東北電力 (株)												
東京電力ホールディングス (株)												
中部電力 (株)												
北陸電力 (株)												
関西電力 (株)												
中国電力 (株)												
九州電力 (株)												
原子力研究開発機構												
日本原子力発電 (株)												
日本原燃 (株)												
備考												

502

503

図 4-6 監視勤務旬報

504

505

(ク) ERSS 伝送障害時の対応

506

A 伝送障害時対応結果の記録

507

伝送障害時の対応については障害対応の概要に沿って整理し、保管すること。

508

(ケ) ERSS サーバ機器等の状態監視

509

A 通知メール対応結果の記録

510

ERSS のサーバ監視ツールからの通知メールへの対応については、障害対応の概要に沿って整理し、保管すること。

511

512

(コ) 情報セキュリティの確保

513

受注者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする

514

A 受注者は、監視業務の開始時に、監視業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当に書面で提出すること。

515

516

B 受注者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、監視業務において受注者が作成する情報については、原子力規制庁担当からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

517

518

519

520

C 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において監視業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当の行う情報セ

521

522

- 523 キュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- 524 D 受注者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要  
525 になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、監視業務において受注  
526 者が作成した情報についても、原子力規制庁担当からの指示に応じて適切に廃棄す  
527 ること。
- 528 E 受注者は、本業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告する  
529 こと。
- 530 (サ) その他
- 531 A 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、  
532 又は本仕様書に記載のない事項については、規制庁担当者と速やかに協議し、その  
533 指示に従うこと。
- 534 B 作業実施者は、規制庁担当者日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ  
535 良好な関係が保てること。
- 536 C 規制庁担当者が作業実施者を業務上不適格と判断し、規制庁担当者から作業実施者  
537 の交代指示をした場合、要員を交代すること。
- 538 D 受注者は、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の労働者の保護等を目的とす  
539 る法令の順守に確実に期すること。規制庁担当者から本業務に係る順守状況の報告を  
540 求められた場合には、これに応じること。
- 541 E 本業務の実施にあたっては、適切な感染症対策を実施すること。
- 542 F 本業務の実施に関して成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合  
543 には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。
- 544 (4) 保守業務
- 545 ソフトウェアを含む納入物品の稼働、保守については、物品の製造者の如何にかかわらず、受注  
546 者が最終責任を負うこととし、これを製造者との間の契約等によって担保していること。
- 547 ア 保守計画書及び保守実施要領の作成支援
- 548 受注者は、保守計画書及び保守実施要領を作成するに当たり、具体的な作業内容や実施時間、  
549 実施サイクル等に関する内容を含めること。
- 550 イ 保守継続可能期間
- 551 ハードウェア及びソフトウェア製品の保守継続可能期間は、以下に示すとおりとすること。  
552
- 553 自：契約締結日  
554 至：令和10年3月31日  
555
- 556 ただし、保守継続が困難となる製品が確認された場合は、規制庁と協議の上、対策を講ずるこ  
557 と。
- 558 ウ 定常時対応
- 559 (ア) 受注者は、「【別紙1】要件定義書」の「第3.17 保守に関する事項」に示す定常時保守  
560 作業(定期点検、不具合受付等)を行うこと。具体的な実施内容・手順は、保守計画  
561 書に基づいて行うこと。

- 562 (イ) 受注者は、保守計画書及び保守実施要領に基づき、以下の内容について月次で保守作  
563 業報告書を取りまとめること。
- 564 ● 保守作業の内容や工数等の作業実績状況
  - 565 ● (統原防 NW システムの脆弱性への対応状況を含む。)
  - 566 ● サービスレベルの達成状況
  - 567 ● 統原防 NW システムの定期点検状況
  - 568 ● リスク・課題の把握・対応状況
- 569 (ウ) 受注者は、月間の保守実績を評価し、達成状況が目標に満たない場合はその要因の分  
570 析を行うとともに、達成状況の改善に向けた対応策を提案すること。
- 571 (エ) 受注者は、保守作業報告書の内容について、月例の運用保守定例会にて、その内容を  
572 報告すること。
- 573 (オ) 受注者は、点検が完了した場合、その結果について点検後に規制庁に結果を報告する  
574 とともに、点検成績書は月次に提出すること。
- 575 (カ) 受注者は、点検の実施日の少なくとも 5 開庁日前に規制庁に確認すること。
- 576 エ 障害発生時対応
- 577 (ア) 受注者は、統原防 NW システムの障害発生時 (又は発生が見込まれるとき) には、規制  
578 庁又は運用事業者からの連絡を受け、「【別紙 1】要件定義書」の「第 3.17 保守に関する  
579 事項」に示す障害発生時保守作業 (原因調査、応急措置、報告等) を行うこと。な  
580 お、障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。具体的な実施内  
581 容・手順は、保守計画書及び保守実施要領に基づいて行うこと。
- 582 (イ) 受注者は、障害に関して事象の分析 (発生原因、影響度、過去の発生実績、再発可能  
583 性等) を行い、同様の事象が将来にわたって発生する可能性がある場合には、恒久的  
584 な対応策を提案すること。
- 585 (ウ) 受注者は、障害の内容、原因、影響、暫定対応策及び恒久対策について障害記録管理  
586 台帳を作成し、規制庁へ報告すること。
- 587 (エ) 受注者は、障害の履歴及び現在の機器の状況が把握できるように、障害記録台帳等を  
588 作成し、規制庁が常時見ることができるようになること。
- 589 (オ) 受注者は、大規模災害等の発災時には、規制庁の指示を受けて、情報システム運用継  
590 続計画に基づく保守作業を実施すること。
- 591 (カ) 緊急を要すると規制庁が判断した障害の場合は、対象外となる時間及び日においても  
592 保守を実施すること。ただし、費用については別途精算とする。
- 593 (キ) 障害対応の際に、施設及び他の機械等に損壊を生じさせた場合は、受注者の責任にお  
594 いてこれを補償すること。
- 595 オ 情報システム・ネットワークの現状確認
- 596 (ア) 受注者は、現状確認の結果、ライセンス許諾条件に合致しない状況が認められる場合  
597 は、当該条件への適合可否、条件等を調査の上規制庁に報告すること。
- 598 (イ) 受注者は、現状確認において IPA の MyJVN バージョンチェッカを用いる等により、  
599 ソフトウェア製品のバージョンを確認し、その結果、サポート切れのソフトウェア製  
600 品の使用が明らかとなった場合は、当該製品の更新の可否、更新した場合の影響の有



601 無等を調査の上、規制庁に報告すること。  
602 (ウ) 受注者は、規制庁に報告した結果、サポート切れのソフトウェア製品を更新した場合  
603 は、改めて規制庁に報告すること。

604 カ 保守作業の改善提案

605 (ア) 受注者は、年度末までに、年間の保守実績を取りまとめるとともに、必要に応じて保  
606 守計画書、保守実施要領に対する改善提案を行うこと。  
607 (イ) 定期的な報告の際に不具合が確認された場合、改善措置を検討の上、規制庁に報告す  
608 ること。

609 キ 引継ぎ

610 (ア) 受注者は、規制庁が次期システムを更新する際には、要件定義支援事業者及び設計・  
611 開発事業者等に対し、作業経緯、残存課題等に関する情報やデータの提供及び質疑応  
612 答等の協力を行うこと。  
613 (イ) 受注者は、本調達の終了後に他の保守事業者が次期システムの保守を受注した場合に  
614 は、当該事業者に対し、作業経緯及び規制庁の承認のもと統原防 NW システムの運用・  
615 保守業務として解決すべきとした残存課題等についての引継ぎを行うこと。

616 ク 定例会議等の実施

617 (ア) 受注者は、運用保守定例会議を開催（月次を基本）するとともに、業務の進捗状況を  
618 保守作業報告書に基づき報告すること。  
619 (イ) 受注者は、「【別紙 1】要件定義書」の「第 3.17 保守に関する事項」における「(3) ソ  
620 フトウェアの保守要件」、「(5) アプリケーションプログラムの保守要件」及び「(6)  
621 ハードウェアの保守要件」に示す保守作業の結果について保守作業報告書に記録し、  
622 定期的（月 1 回）に報告すること。  
623 (ウ) 規制庁から要請があった場合、又は、受注者が必要と判断した場合、必要資料を作成  
624 の上、運用保守定例会議とは別に会議を開催すること。  
625 (エ) 受注者は、会議終了後、翌々営業日以内（行政機関の休日（行政機関の休日に関する  
626 法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。）を除く。）に議  
627 事録を提出すること。提出後、規制庁の承認を受けること。

628 (5) IT-BCP 計画書（案）の作成

629 ア 受注者は、現行の IT-BCP 計画書をもとに、次期システムで構築する内容を踏まえた「第 4 次  
630 統合原子力防災ネットワークシステム IT-BCP 計画書（案）」を作成すること。  
631 イ 目標復旧時間を充足する復旧計画書及び復旧手順書を作成すること。実機を用い、復旧手順書  
632 に沿った動作確認試験を行い、作業・処理が正常終了することを確認すること。

633 2 成果物

634 (1) 成果物名

635 ア 受注者が規制庁の確認を受けるため、又は規制庁に報告するために提出する図書、書類の提出  
636 時期及び部数は「表 4-4 提出図書一覧表」のとおりとする。なお、提出図書については、規制  
637 庁がこれを基にしてシステムを運用できるレベルの詳細な設計書を含めること。そのための構  
638 成については、統原防 NW システムの特性を踏まえ、必要となる項目について規制庁と協議の  
639 上、確認すること。

表 4-4 提出図書一覧表

種別	図書分類	摘要	部数	提出時期
プロジェクト管理	実施計画書	実施体制、実施工程、管理要領等を含む	1部	契約後2週間以内（変更が生じた場合は速やかに再提出する。）
	品質計画書（品質保証計画書）	品質管理体制、品質管理方針等を含む	1部	契約後2週間以内
	協力者設定等伺い書	第三者に請け負わせる場合	1部	必要に応じて
	工程管理表	毎月の進行状況を示したものの	1部	翌月1週間以内
	打合せ議事録	打合せの記録	1部	翌々営業日以内
現地調査による施工図の作成	施工図	システム構成図、機器配置図、機器実装図、配線図、フロア電源設備図、概観図、数量表、耐震強度計算書等を含むもの	1部	施工1か月前
設計・製作	システム図書	システム概要図	1部	全体設計終了時 その後更新の都度提出
		システム詳細図	1部	詳細設計終了時 その後更新の都度提出
	システム機能設計書、業務フロー、画面設計書、画面遷移図、障害対策設計書、接続設計書、情報セキュリティ対策設計書、運用保守設計書等	1部	施工1か月前	
		運用保守マニュアル、運用管理資料等、管理者アカウント一覧情報	1部	グループ単位の納入時期の1か月前
	情報セキュリティ共通設計書	情報セキュリティ要件を取りまとめたもの	1部	施工1か月前
	政府統一基準準拠性確認表	「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の準拠性を確認した結果を取りまとめたもの	1部	施工1か月前
	社内検査計画書	社内検査方法を記載したもの	1部	社内検査前
	社内検査成績書	社内検査の結果	1部	事前検査を受ける2週間前
	（仕様変更がある場合のみ）	仕様変更等伺い書	変更内容、理由及び調達額の増減を明記したもの	1部
仕様変更内容書		変更内容の詳細及び調達額増減の見積書等	1部	その都度
打合せ議事録		打合せにおいて、変更が生じた場合	1部	その都度

種別	図書分類	摘要	部数	提出時期
設置作業	設置作業計画書	設置作業の作業体制、作業方法、作業手順、作業スケジュール等を示したもの	1部	搬入2か月前
	データ消去証明書	廃棄対象機器のデータを完全消去したことを証明したもの	1部/機器	機器撤去後遅滞なく
	作業日報	作業日当日の作業概要、作業時間、作業責任者名、作業人員数等を示したもの	メール	作業日当日
機能試験	機能試験要領書	現地で実施する単体試験、調整試験、接続試験の方法を記載したもの	1部	現地試験2週間前
	機能試験成績書	現地で実施した単体試験、調整試験、接続試験の結果	1部	グループ単位の納入時期
システム移行	移行計画書	移行の体制、方法手順、スケジュール等を示したもの	1部	施工1か月前
完成検査	納入品一覧表	現地で確認した結果	1部	グループ単位の納入時期
	機器一覧表	地区ごとの管理番号を記載したもの	1部	グループ単位の納入時期
	工程写真	各工程の写真(施工前、施工中、施工後)	1部	グループ単位の納入時期
	官庁検査合格書等	官庁検査等を受検した場合	1部	グループ単位の納入時期
	機器取扱説明書	機器の取扱方法を記述しているもの	1部	グループ単位の納入時期
	完成写真	納入機器の全体又は機能班ごとに設置状態の分かるもの	1部	グループ単位の納入時期
	脆弱性検査結果報告書	セキュリティの脆弱性について検査した結果をまとめたもの	1部	グループ単位の納入時期
	完成図書	キングファイル綴じとする。綴じる図書は、以下のとおり・施工図・システム図書・機能試験の提出図書・完成検査の提出図書	2部/地区	グループ単位の納入時期
教育訓練	教育訓練計画書	教育訓練内容を記載したもの	1部	訓練1か月前
	教育訓練報告書	教育訓練の実績報告	1部	訓練後2週間以内
	教育訓練用資料	教育訓練時に使用する資料	約20部/地区	訓練2週間前
	簡易マニュアル	機器の簡易マニュアル	約20	訓練2週間前

種別	図書分類	摘要	部数	提出時期
	操作手引き	起動から終了までの操作手順を記載したもの 管理系システムの操作ログ収集、参照手順	部 / 地区	
運用・保守	運用計画書	運用体制、作業スケジュール等を示すもの	1部	グループ単位の納入時期の1か月前
	運用実施要領	運用における作業手順等を示すもの	1部	グループ単位の納入時期の1か月前
	保守計画書	保守体制、作業スケジュール等を示すもの	1部	グループ単位の納入時期の1か月前
	保守実施要領	保守における作業手順等を示すもの	1部	グループ単位の納入時期の1か月前
	情報セキュリティ管理計画書	情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制等を示すもの	1部	グループ単位の納入時期の1か月前
	連絡体制図	情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制図を記載したもの	1部	グループ単位の納入時期の1か月前
	対応マニュアル	情報セキュリティインシデント発生時の連絡・報告フロー、体制、対応手順等を明示したもの	1部	グループ単位の納入時期の1か月前
	点検要領書	年2回の点検方法を記載したもの	1部	グループ単位の納入時期の1か月前
	点検成績書	点検結果を記録したもの	1部	点検後、1週間以内
	運用作業報告書	運用に係る実績を記録したもの	1部	運用作業開始後、定期的に(月1回)
	保守作業報告書	保守に係る実績を記録したもの	1部	保守作業開始後、定期的に(月1回)
	障害記録台帳	障害の履歴及び現在の機器の状況を明示したもの	1部	復旧後速やかに
	ファイルサーバアクセス履歴集計表	仮想ブラウザを経由したファイルサーバへのアクセスログを集計したもの	1部	毎月10日まで
	パスワード変更作業報告書	作業結果を記録したもの	1部	作業後速やかに
その他	ソフトウェアの一覧表	端末及びサーバ等で使用を許可しているソフトウェアを一覧表にしたもの	1部	運用業務開始後、定期的に(年2回)
	完了届	完了した作業内容を記したもの	1部	グループ単位の納入時期
	第4次統合原子力防災ネットワークシステム IT-BCP 計画書(案)	統原防 NW システムにおける IT-BCP に関する計画を記載したもの	1部	令和6年3月31日

種別	図書分類	摘要	部数	提出時期
	復旧計画書	業務停止を伴う障害発生時に目標復旧水準を充足するまでの作業計画を記載したもの	1部	令和6年3月31日
	復旧手順書	業務停止を伴う障害発生時に目標復旧水準を充足するまでの作業手順を記載したもの	1部	令和6年3月31日

642

643 イ 提出時期は「表 4-4 提出図書一覧表」のとおりとすること。

644 ウ 物品の設計図等は、システム図書に含めて提出し、規制庁に確認すること。

645 エ システム図書及び完成検査時に提出する完成図書は、規制庁がこれを基にしてシステムを運用  
646 できるレベルの詳細な設計書を含めること。そのための構成（例えば、基本設計及び詳細設計  
647 で定めるシステム機能設計書、業務フロー図、画面設計書、画面遷移図、障害対策設計書、接  
648 続設計書、情報セキュリティ対策設計書、運用管理資料（IP アドレス、ネットワーク設定情報、  
649 ホスト名、電話番号帳等、運用に必要な情報）等）については、統原防 NW システムの特性を踏  
650 まえ、必要となる項目を提出し、規制庁に確認すること。

651 オ システム図書及び完成検査時に提出する完成図書に含まれる運用保守設計書及び運用保守マ  
652 ニュアルについては、各オフサイトセンターの日常点検業者が行う運用保守作業（統原防 NW シ  
653 ステムにおける運用保守情報の管理、アクセス管理、バックアップ管理、マルウェア対策、稼  
654 働監視、不正アクセス検知、現地点検等のオペレータ作業）を含めること。

655 カ 操作説明のマニュアルは、システムを熟知していない初心者でも容易に理解できる内容で作成  
656 し、その内容について規制庁担当者の承認を得ること。

657

658 (2) 成果物の納品方法

659 ア 電子媒体（PDF 形式及び Microsoft Office Word、Excel、PowerPoint 等のファイル形式）及び  
660 紙媒体で提出すること。

661 イ 本調達に関して用いる言語は、原則として日本語とする。

662 ウ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領（昭和 27 年 4 月 4 日内閣閣甲第  
663 16 号内閣官房長官依命通知）」を参考にすること。

664 エ 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格（JIS）の規定を参考にすること。

665 オ 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本工業規格 A 列 4 番とするが、必  
666 要に応じて日本工業規格 A 列 3 番を使用すること。

667 カ 納品後、規制庁において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。

668 キ 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、規制庁の承認を得ること。

669 ク 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、  
670 安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。

671 ケ 電磁的記録媒体により納品する場合は、マルウェア対策ソフトウェアによる確認を行うなどし  
672 て、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソ  
673 フトウェアに関する情報（対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日）を

674 記載したラベルを貼り付けること。

675 (3) 成果物の納品場所

676 原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、規制庁が納品場所を別途指  
677 示する場合はこの限りではない。

678  
679 〒106-8450  
680 東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル 5階  
681 原子力規制委員会原子力規制庁  
682 長官官房総務課情報システム室  
683

## 684 第5 作業の実施体制・方法

685

### 686 1 作業実施体制

687 プロジェクトの推進体制として、作業実施体制図を提示すること。また、受注者の情報セキュリティ対策の管理体制については、作業実施体制とは別に作成する。

### 689 2 作業要員に求める資格等の要件

690 (1) 業務に従事する者の技術能力を明確にするため、参画予定者の体制図とともに主要な要員が保有する資格等の取得状況の一覧を提示すること。なお、病気等により当該者が本業務を遂行できない状況が生じた場合は、当該者と同等の能力及び資格を有する要員を配置すること。

693 (2) 本業務に従事する者の技術能力を明確にするため、当該業務の中心的役割を担う者1名及びその代理人となる1名について、以下のうち1つ以上の資格を所有するとともに、設計・構築業務等の経験が5年以上であることを確認できる書類を提示すること。

- 696 ● 情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ）
- 697 ● 技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする者））
- 698 ● PMP（Project Management Professional）

699 (3) 本業務に従事する者の技術能力を明確にするため、当該業務の実施担当者を担う者3名について、以下のうち1つ以上の資格を所有するとともに、ネットワーク基盤の設計・構築業務等の経験が3年以上であることを確認できる書類を提示すること。

- 702 ● 情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ）
- 703 ● 情報処理技術者試験（ネットワークスペシャリスト）
- 704 ● CCIE（Cisco Certified Internetwork Expert）

705 (4) 本業務に従事する者の技術能力を明確にするため、情報セキュリティ対策の設計・実装を担う者1名又は管理者1名について、以下のうち1つ以上の資格を所有するとともに、情報セキュリティ対策の設計・実装の経験が3年以上であることが確認できる書類を提示すること。

- 708 ● 情報処理安全確保支援士試験
- 709 ● 情報処理技術者試験（情報セキュリティスペシャリスト）
- 710 ● CISSP（Certified Information Systems Security Professional）

711 (5) 本業務に従事する者の技術能力を明確にするため、現地作業の設計・作業を担う者1名又は管理者1名について、以下の資格を所有するとともに、監督経験が3年以上であることが確認できる書類を提示すること。

- 714 ● 監理技術者（電気）

### 715 3 作業場所

716 (1) 本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受注者の責任において用意すること。また、必要に応じて規制庁が現地確認を実施することができるものとする。

719 (2) 代替オフサイトセンター用資機材倉庫は、受注者の責任において用意すること。なお、代替オフサイトセンター用資機材倉庫に保存する機器は、「【別紙1】要件定義書」の「第3.11 情報システム稼働環境に関する事項」に記載の「表3-3 温度条件」及び「表3-4 湿度条件」の要件を満たす環境に保管することとし、温度及び湿度を保つために必要な設備を備えること。また、必要に

723 応じて規制庁が現地確認を実施することができるものとする。

724 (3) 作業場所となる拠点については「【別紙6】拠点一覧」を参照のこと。

#### 725 4 作業の管理に関する要領

##### 726 (1) プロジェクト管理

727 受注者は、以下の事項に基づいて、本調達のプロジェクト管理を実施すること。

##### 728 ア 実施計画

729 (ア) 受注者は、契約締結後速やかに、本調達を円滑に管理するための基礎的かつ統合的な  
730 計画を定めるものとして、実施計画書（本調達に係る実施体制、実施工程、管理要領  
731 等を含む。）を作成すること。

732 (イ) 本契約の途中で修正又は見直しが必要となる場合には速やかに再度提出すること。

##### 733 (ウ) 管理要領

734 管理要領には、以下 A から I までの項目を含めること。

735 A 各タスクの状況把握及びスケジュール管理を行うこと。

736 B 本調達関連情報の作成、共有及び蓄積等に関する基準を定め、本調達の全参画者が  
737 円滑かつ効率的にコミュニケーションを行えること。また、作業について、管理支  
738 援会社及び規制庁に対し、日次で報告を行うこと。

739 C 本調達遂行上様々な局面で発生する各種課題について、課題の認識、対応案の検討、  
740 解決及び報告のプロセスを明確にすること。

741 D 仕様書及び各種設計書で定義された要件を満たすこと。

742 E 各実施工程における目標の達成に対するリスクを最小限にすること。

743 F 各実施工程において、情報セキュリティに関する事故及び障害等の発生を未然に防  
744 ぐこと、並びに発生した場合に被害を最小限に抑えること。

745 G 作業に際して各整備現場における管理者等に対して必要となる各種手続きを行う  
746 こと。

747 H 作業に関して管理者等から受けた留意事項等を作業者に周知し、必要に応じて管理  
748 者等と調整を実施すること。

749 I 作業の実施に伴い、必要となる各地方公共団体等に対する説明の支援を行うこと。

##### 750 イ 工程管理及び進捗報告

751 (ア) 受注者は、実施計画書に基づき本調達を円滑に推進できるように工程管理を行うこと。

752 (イ) 本調達の進捗状況については WBS (Work Breakdown Structure) をもって報告するこ  
753 と。なお、WBS の階層は少なくともレベル 3 以上とすること。

##### 754 ウ 設置作業の全体管理

755 受注者は、各拠点における設置作業において、現場代理人、専任の主任技術者（監理技術者）、  
756 専門技術者を定めること。なお、それ以外の条項については建設業法に定められた体制を整え、  
757 設置作業の全体管理を行うこと。

##### 758 (2) 現場の管理

759 受注者の責任において、労働安全衛生に関する管理に万全を期するものとし、機会あるごとに作  
760 業員に注意を喚起し、作業の工程ごとに安全に関する検討を行い必要な処置を講ずること。



- 761 (3) 品質保証管理
- 762 品質計画書（品質保証計画書）には以下の事項を記入すること。
- 763 ア 品質管理体制
- 764 (ア) 作業実施部署は、品質管理部署と独立していること。
- 765 (イ) 作業実施部署は、実施責任体制が明確になっていること。
- 766 (ウ) 作業実施部署は、品質管理に係る管理体制を実施体制図の中に示すこと。
- 767 イ 受注業務の品質を確保するため、「第 5.4 (1) プロジェクト管理」に記載した作業等の方策に
- 768 対応したチェックの手順、時期及び内容等が明確にされていること。
- 769 ウ 受注業務に対して使用する文書（記録を含む。）の維持・管理について明確にされていること。
- 770 エ 調達から納入までの管理方法について規定され実施されていること。
- 771 オ 業務の品質活動に関する内部監査をあらかじめ定められた間隔で実施していること。
- 772 カ 品質確保のための必要な作業環境を明確にすること。
- 773 キ 納品までの間、受注者の製品の保存管理を明確にすること。
- 774 (4) 不適合管理
- 775 ア 不適合発生時の適切な管理方法が明確にされていること。
- 776 イ 本業務において不具合等が発生した場合の連絡窓口、対応部署名等を記載した体制図を示すこ
- 777 と。
- 778

## 779 第6 作業の実施に当たっての遵守事項

780

### 781 1 機密保持、資料の取扱い

782 (1) 「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」(<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>)  
783 を参照し、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

784 (2) 業務に係る情報セキュリティ要件は次の通りである。

785 ア 委託した業務以外の目的で利用しないこと。

786 イ 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。

787 ウ 持出しを禁止すること。

788 エ 受注者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった  
789 場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。

790 オ 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態  
791 にすること。

792 カ 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めることや、必要に応  
793 じて発注者による実地調査が実施できること。

### 794 2 個人情報の取扱い

795 (1) 個人情報の取扱いに係る事項について規制庁と協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、  
796 以下の事項を記載すること。

797 ア 個人情報取扱責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報取扱責任者等の管理体制

798 イ 個人情報の管理状況の検査に関する事項（実地調査等の検査への対応、業務の実施計画、個人  
799 情報に係る不適正管理事案発生時の対応等）

800 (2) 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の適  
801 正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、  
802 受注者はその旨を証明する書類を提出し、規制庁の了承を得たうえで実施すること。

803 (3) 個人情報を複製する際には、事前に規制庁の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限と  
804 し、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。  
805 なお、受注者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。

806 (4) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含  
807 まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報  
808 と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを  
809 含む。）をいう。以下同じ。）の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直  
810 ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、規制庁に事案が発生した旨、被害  
811 状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。

812 (5) 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受  
813 けるものとする。

### 814 3 法令等の遵守

815 (1) 本調達は、「表 6-1 関連法令」及び「表 6-2 関連標準・基準等」に示す関連法令（関連する施行  
816 令、規則、条例を含む。）及び適用標準・基準を遵守し、既に公開されている国際、国内の標準・

817  
818  
819  
820  
821

基準等に準拠すること。

- (2) 「表 6-1 関連法令」及び「表 6-2 関連標準・基準等」に示す関連文書の中で、仕様書内に直接引用している文章は、本書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは入札に係る図書<sup>①</sup>の提出時において、最新版とする。

表 6-1 関連法令

項番	名称
1	電気通信事業法
2	有線電気通信法
3	電気用品安全法
4	消防法
5	労働基準法
6	労働安全衛生法
7	建築基準法
8	計量法
9	道路交通法
10	廃棄物処理及び清掃に関する法律
11	原子力規制委員会設置法
12	原子力基本法
13	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
14	原子力災害対策特別措置法
15	原子力災害対策特別措置法施行令
16	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則
17	原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令
18	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令
19	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令
20	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象の通報手続等に関する省令
21	災害対策基本法
22	災害対策基本法施行令
23	災害対策基本法施行規則
24	原子力災害対策指針
25	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
26	安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって
27	原子力規制委員会防災業務計画
28	原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル
29	原子力災害拠点病院等の施設要件
30	原子力災害医療派遣チーム活動要領
31	原子力災害医療・総合支援センターの担当地域について
32	原子力災害発生時の防護措置の考え方
33	原子力災害対策初動対応マニュアル～情報収集事態及び警戒事態における対応～

項番	名称
34	緊急時のための原子力規制委員会行動規範
35	緊急事態応急対策委員の職務について
36	緊急事態応急対策委員の職務に関する細則
37	緊急事態応急対策委員名簿
38	原子力規制委員会国民保護計画
39	原子力規制委員会業務継続計画（首都直下地震対策）
40	原子力規制委員会業務継続計画（新型インフルエンザ等対策）
41	原子力艦の原子力災害時等の初動対応マニュアル
42	防災基本計画
43	原子力災害対策マニュアル
44	緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設の指定について
45	東北電力株式会社女川原子力発電所に係る緊急事態応急対策等の拠点となる施設（女川暫定オフサイトセンター）について
46	オフサイトセンターに係る設備等の要件に関するガイドライン
47	原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設の指定又は指定の変更に係る手続き等に関する規程
48	原子力緊急事態等現地対応標準マニュアル
49	その他関連する法令

822

823

表 6-2 関連標準・基準等

項番	名称
1	国際電気通信連合電気通信標準化部門（ITU-T）勧告
2	情報通信技術委員会（TTC）標準
3	米国電気電子学会（IEEE）標準
4	米国規格協会（ANSI）標準
5	国際標準化機構（ISO）標準
6	国際電気標準会議（IEC）標準
7	インターネット技術標準化組織（IETF）標準勧告文書（RFC）
8	端末設備等規則（郵政省令第31号）
9	日本工業規格（JIS）
10	内線規程
11	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
12	国土交通省国土技術政策総合研究所独立行政法人建築研究所監修 建築設備耐震設計施工指針（最新版）
13	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（最新版）
14	政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン
15	その他関連する標準基準

824

825 **4 標準ガイドラインの遵守**

826 本業務の遂行に当たっては、標準ガイドラインに基づき、作業を行うこと。具体的な作業内容及  
827 び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書」(平成 31 年 2 月 25 日、  
828 各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定。以下「解説書」という。)に従うこと。なお、「標準  
829 ガイドライン」及び「解説書」が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

830 **5 その他文書、標準への準拠**

831 (1) プロジェクト計画書

832 本調達案件の業務遂行に当たっては、規制庁が定めるプロジェクト計画書との整合を確保して  
833 行うこと。

834 (2) プロジェクト管理要領

835 本調達案件の業務の管理に当たっては、規制庁が定めるプロジェクト管理要領との整合を確保  
836 して行うこと。

837 (3) プロジェクト標準

838 開発に当たってプログラミング作業等が発生する場合は、プログラミング等のルールを定めた  
839 標準(「標準コーディング規約」)に準拠して実施すること。

840 <アプリケーション・コンテンツの作成規程>

- 841 ● 提供するアプリケーション・コンテンツに不正プログラムを含めないこと。
- 842 ● 提供するアプリケーションに脆弱性を含めないこと。
- 843 ● 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない限り、実行プログラムの形  
844 式でコンテンツを提供しないこと。
- 845 ● 電子証明書を利用するなど、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真  
846 正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテ  
847 ンツの提供先に与えること。
- 848 ● 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、ぜい弱性が存在するバージョンの OS  
849 やソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更  
850 を、OS やソフトウェア等の利用者に要求することがないように、アプリケーション・コンテ  
851 ンツの提供方式を定めて開発すること。
- 852 ● サービス利用に当たって必須ではない、サービス利用者その他の者に関する情報が本人の  
853 意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込ま  
854 れることがないように開発すること。

855 **6 規程等の説明等**

856 「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セ  
857 キュリティ要件を遵守すること。

858 なお、「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」は、政府機関等の情報セキュリティ対策のた  
859 めの統一基準群(以下「統一基準群」という。)に準拠することとされていることから、受託者は、統  
860 一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行い、必要な対応  
861 を行うこと。

862 **7 情報システム監査**

863 本調達において整備又は管理を行う情報システム・ネットワークに伴うリスクとその対応状況を客

864 観的に評価するために、規制庁が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、規制庁が定めた  
865 実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報システム監査を受注者は受け入れること。  
866 （規制庁が別途選定した事業者による監査を含む）。情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の  
867 提示を受けた場合には、対応案を規制庁と協議し、指示された期間までには是正を図ること。

## 868 8 セキュリティ要件

869 受注者は、以下の点に留意して「情報セキュリティ管理計画書」を作成の上、情報セキュリティを  
870 確保するものとする。

### 871 (1) 外部委託

872 ア 受注者は、本業務の開始時に、本業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制  
873 制について、規制庁に書面で提出すること。受注者の情報セキュリティ対策の管理体制につい  
874 ては、以下の要件を満たすこと。

875 (ア) 情報システム・ネットワークの開発工程において、規制庁の意図しない変更が行われ  
876 ないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、  
877 当該品質保証体制が書類等で確認できること。

878 (イ) 情報システム・ネットワークに規制庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見付  
879 かったときに、追跡調査や立入検査等、規制庁と請負先が連携して原因を調査・排除  
880 できる体制を整備していること。また、当該体制が書類等で確認できること。

881 (ウ) 受注者の資本関係、役員等の情報、作業要員の氏名、所属、実績、国籍等の情報が把  
882 握できること。

883 イ 受注者の情報セキュリティ対策の実施について、以下の要件を満たすこと。

884 (ア) 情報セキュリティインシデントが発生した場合、原因分析及び対処方法を規制庁に報  
885 告し、承認を得て、対策を実施すること。

886 (イ) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況について規制庁に定期的に報告を行う  
887 こと。

888 (ウ) 情報セキュリティ対策の完了後1年以内に受注者側の責めによる情報セキュリティ対  
889 策の不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

890 ウ 受注者は、規制庁から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて  
891 適切に取り扱うための措置を講ずること。規制庁より提供された要機密情報は、請負業務以外  
892 の目的で利用しないこと。また、本業務において受注者が作成する情報については、規制庁か  
893 らの指示に応じて適切に取り扱うこと。

894 エ 受注者は、機密性2を含む要保護情報を取り扱う保守用端末について、盗難、不正な持ち出し、  
895 第三者による不正操作、表示用デバイスの盗み見等の物理的な脅威から保護すること。

896 オ 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行  
897 が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生  
898 したときは、必要に応じて規制庁の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

899 カ 受注者は、規制庁から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、确实  
900 に返却し又は廃棄すること。

901 キ また、請負業務において受注者が作成した情報についても、規制庁からの指示に応じて適切に  
902 廃棄すること。

- 903 ク 受注者は、本業務における情報システム・ネットワークの構築・改良等が完了し運用を開始す  
904 る前に、受注者の遂行責任者及び情報セキュリティ統括責任者による品質報告及びセキュリテ  
905 ィ報告を実施すること。
- 906 ケ セキュリティ報告には、脆弱性診断等の安全点検の結果を添付するとともに、不備が指摘され  
907 た場合は、運用開始までに適切な対処を実施すること。
- 908 コ 受注者は、本業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を書面で報告すること。
- 909 サ 受注者は、規制庁と協議の上、情報セキュリティに係るサービスレベルの保証について取り決  
910 めを行い、これを満たしていることを規制庁に定期的に報告すること。
- 911 シ 規制庁が再委託を承認した場合には、受注者は、規制庁との契約上受注者に求められる水準と  
912 同等の情報セキュリティ水準を、再委託先においても確保すること。また、受注者は、再委託  
913 先が実施する情報セキュリティ対策及びその実施状況について、書面により規制庁に報告する  
914 こと。
- 915 ス 本業務において取り扱う情報について、再委託先が閲覧することがないように、受注者は情報  
916 を厳重に管理すること。止むを得ず、再委託先において本業務に係る情報を閲覧する必要がある  
917 場合には、受注者は、事前に規制庁と調整し、規制庁の指示に従うこと。
- 918 セ 廃棄・交換時のデータ消去において、ハードディスク等記憶装置内の電子データ等は、廃棄及  
919 び交換の際に完全に消去を行い、規制庁へデータ消去証明書を提出すること。具体的な消去設  
920 備・電子データは、複数回の書き込み又は物理的に読むことができなくする方法とし、別途規  
921 制庁より指示するものとする。
- 922 (2) 情報システム・ネットワークのライフサイクル
- 923 ア 設置する機器等については、その設計から部品検査、製造、完成品検査に至る工程について、  
924 不正な変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下で継続的になされ  
925 ていること。また、当該品質保証体制が書面等で確認できること。
- 926 イ 機器等に不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、規制庁と迅速かつ密接に連携して  
927 原因を調査し、排除できる体制を整備している生産工程による製品であること。
- 928 ウ 情報システム・ネットワークの運用・保守工程において、規制庁の意図しない変更や機密情報  
929 の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を整備してい  
930 ること。また、当該管理手順や品質保証体制が書類等で確認できること。
- 931 エ 情報システム・ネットワークに規制庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったと  
932 きに、追跡調査や立入検査等、規制庁と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制  
933 を整備していること。
- 934

## 935 第7 成果物の取扱に関する事項

936

### 937 1 知的財産権の帰属

938 (1) 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定  
939 める全ての権利を含む。）は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な  
940 理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示され、規制庁と同意したもの以外は、全て  
941 規制庁に帰属するものとする。

942 (2) 規制庁は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及  
943 びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、  
944 受注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾するこ  
945 と（以下「複製等」という。）ができるものとする。だし、成果物に第三者の権利が帰属するとき  
946 や、複製等により規制庁がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時ま  
947 でに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法  
948 等について協議するものとする。

949 (3) 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場  
950 合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一  
951 切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に規制  
952 庁の承認を得ることとし、規制庁は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するもの  
953 とする。成果物の納品に際し、受注者は、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別が  
954 つくように留意し、第三者が二次利用をできない箇所についてはその理由についても付するもの  
955 とする。受注者は規制庁に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をし  
956 て行使させないものとする。

957 (4) 受注者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、  
958 これを行わないこと。

### 959 2 契約不適合責任

960 (1) 本業務における成果物等について、種類、品質又は数量が契約書、本調達仕様書その他合意され  
961 た要件（以下「契約書等」という。）の内容に適合しないもの（以下「不適合」という。）である  
962 場合、その不適合が規制庁の責に帰すべき事由による場合を除き、受注者は、自己の費用で、規  
963 制庁の選択に従い、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下、手  
964 段を問わず総称して「履行の追完」という。）をすること。なお、受注者は如何なる場合であって  
965 も、規制庁の選択と異なる方法で履行の追完をする場合は、規制庁の事前の承諾を受けること。

966 (2) 受注者は、その具体的な履行の追完の実施方法、完了時期、実施により発生する諸制限事項につ  
967 いて、規制庁と協議し、承諾を得てから履行の追完を実施するものとし、完了時には、その結果  
968 について規制庁の承諾を受けること。

969 (3) 受注者が規制庁から相当の期間を定めた履行の追完の催告を受けたにもかかわらず、その期限内  
970 に履行の追完を実施しない場合、規制庁は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求するこ  
971 とができる。ただし、次に掲げる場合、受注者に対して履行の追完の催告なく、直ちに代金の減  
972 額を請求することができる。

973 ● 履行の追完が不能であるとき。



- 974 ● 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。  
975 ● 本業務の性質又は契約書等の内容により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ  
976 契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその  
977 時期を経過したとき。  
978 ● 前3号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明  
979 らかであるとき。
- 980 (4) 受注者は、成果物等について検収を行った日を起算日として1年間、成果物の不適合（ただし、  
981 数量の不適合を除く）を理由とした責任を負うものとする。

### 982 3 検収

- 983 (1) 本業務の受注者は、成果物等について、納品期日までに規制庁に内容の説明を実施して、検収を  
984 受けること。
- 985 (2) 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換  
986 等を行い、変更点について規制庁に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。  
987

988 **第8 入札参加資格に関する事項**

989

990 **1 入札参加要件**

991 (1) 競争参加資格

992 ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

995 イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

996 ウ 環境省から指名停止措置が講じられている期間中ではないこと。

997 エ 公告日において令和3・4・5年度の全省庁統一資格の「物品の製造」「物品の販売」又は「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。

999 オ 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

1000 カ 入札説明会に参加した者であること。

1001 (2) 公的な資格や認証等の取得

1002 ア 成果物の品質確保の観点から、品質マネジメントシステム（ISO9001相当）等の認証を取得していること。取得していない場合は、認証相当の品質管理に関する管理体制が確立されていることを示すため、運用中の社内規程又は同等の資料により「第5.4(3)品質保証管理」の内容を説明すること。

1006 イ 適切な情報セキュリティ確保の観点から、本業務を実施する部門にて、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001相当）等の認証を取得していること。取得していない場合は、認証相当の情報セキュリティ管理に関する管理体制が確立されていることを示すこと。

1009 (3) 受注実績

1010 ア 拠点数70以上のネットワークを構築した実績を過去5年以内に有すること。

1011 イ 2,000名以上の利用者が利用するネットワーク基盤システムの設計・開発を行った実績を過去5年以内に有すること。

1013 (4) 複数事業者による共同入札

1014 ア 複数の事業者が共同入札する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同入札の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。

1016 イ 共同入札を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の担保責任に関しても協定の内容に含めること。

1020 ウ 共同入札を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同入札への参加を行っていないこと。

1022 **2 入札制限**

1023 「令和4年度次期統合原子力防災ネットワークシステムの調達支援業務」及び「令和5年度次期統合原子力防災ネットワークシステム設備更新の設計・施工管理支援業務（仮称）」の受注事業者（再委託先等を含む。）及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並び

1027 に委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、入札には参加できない。  
1028

1029 **第9 再委託に関する事項**

1030

1031 **1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件**

1032 (1) 本業務の受注者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。ただし、運用・保  
1033 守業務等の専門的な業務の委託については事前に申請のうえ、規制庁の承認を得れば再委託を認  
1034 めるものとする。

1035 (2) 業務の一部を第三者へ外注する場合は、第三者の技術能力を考慮して発注先を選定し、発注・契  
1036 約に際しては、要求品質、業務内容、範囲及び期間を明記した調達文書（「表 3 1 提出図書一  
1037 覧表」協力者設定等伺い書）を作成すること。

1038 (3) 受注者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。

1039 (4) 受注者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

1040 (5) 再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。

1041 (6) 再委託を行う場合、再委託先が「8-2 入札制限」に示す要件を満たすこと。

1042 **2 承認手続**

1043 (1) 受注者は、受注業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方を含めた管理体制等  
1044 を記載した「第 6.4 標準ガイドラインの遵守」に基づく情報セキュリティ管理計画書を規制庁に  
1045 提出し、承認を受けること。また、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合におい  
1046 ても同様とする。なお、再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合は、「再委託に係る変更  
1047 承認申請書」を規制庁に提出し、承認を受けること。

1048 **3 再委託先の契約違反等**

1049 (1) 再委託先において、本調達仕様書に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受  
1050 注者が一切の責任を負うとともに、規制庁は、当該再委託先への再委託の中止を請求することが  
1051 できる。

1052

1053 第10 その他特記事項

1054

1055 1 前提条件等

1056 本業務受注後に調達仕様書（要件定義書を含む。）の内容の一部について変更を行おうとする場合、  
1057 その変更の内容、理由等を明記した書面をもって規制庁に申し入れを行うこと。双方の協議において、  
1058 その変更内容が軽微（委託料、納期に影響を及ぼさない）かつ許容できると判断された場合は、変更  
1059 の内容、理由等を明記した書面に双方が記名捺印することによって変更を確定する。

1060 2 入札公告期間中の資料閲覧等

1061 (1) 事業者が閲覧できる資料一覧表

1062 入札期間中に開示予定の事業者が閲覧できる資料は、「【別紙 7】閲覧可能資料一覧」を参照す  
1063 ること。※現在未作成

1064 (2) 閲覧要領

1065 応札希望者が資料の閲覧を希望する場合は、「【別紙 8】資料閲覧及び施設見学要領」を参照す  
1066 ること。守秘義務に関する誓約書を提出の上、規制庁が定める期間、場所、方法において閲覧を  
1067 許可する。※現在未作成

1068 3 その他

1069 (1) 本調達に係る設計・製作、社内検査、設置作業、システム移行、機能試験、検査、教育訓練、運  
1070 用及び保守等の全ての経費に対して賃借料として支払うものとする。ただし、契約金額に対して、  
1071 各年度に支払う額については、規制庁と受注者との協議により決定するものとする。

1072 また、本業務の契約期間は、契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日までとするが、設備機器等の賃  
1073 借及び運用及び保守等は令和 12 年 3 月 31 日まで延長することを前提にする。ただし、令和 10・  
1074 11 年度の予算状況により延長しない場合がある。なお、契約延長を行う手続きは、受注者との協  
1075 議のもと別途定める。

1076 (2) 本調達に係る特許、実用新案、意匠登録の紛争等について一切の責任を負うこと。

1077 (3) 本調達に関する仕様に競合が生じた場合、関連法規を優先とする。

1078 (4) 仕様内容の変更がある場合には、別途規制庁より指示する。現地の建物条件等により、やむを得  
1079 ず仕様を変更する場合は、あらかじめ規制庁に確認すること。

1080 (5) 本仕様書に疑義が生じた場合、あるいは本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、速やかに規  
1081 制庁と協議の上、その取扱いについて決定することとする。

1082 (6) 本業務の実施に当たっては、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の促進等に関する法  
1083 律）に適応する環境物品の使用等が見込まれる場合には、これを積極的に採用するものとする。

1084 (7) 作業実施者は、規制庁担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が  
1085 保てること。

1086 (8) 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要  
1087 な措置を講ずること。

1088 (9) 資機材倉庫は北海道、東北、関東、北陸、四国、九州地方とする。

1089

- 1090 4 監視機器及び測定機器の管理
- 1091 (1) 使用する監視及び測定機器を明確にすること。
- 1092 (2) 必要に応じて監視及び測定機器の校正管理をすること。
- 1093 (3) 取扱い、保管方法について明確にすること。
- 1094

1095 **第11 附属文書**

1096

1097 **1 要件定義書**

1098 「【別紙 1】要件定義書」を参照すること。

1099 **2 参考資料**

1100 別紙一覧を以下に示す。

1101 ● 【別紙 1】要件定義書

1102 ● 【別紙 2】機器仕様

1103 ● 【別紙 3】作業スケジュール

1104 ● 【別紙 4】機器等数量表

1105 ● 【別紙 5】支給品一覧

1106 ● 【別紙 6】拠点一覧

1107 ● 【別紙 7】閲覧可能資料一覧

1108 ● 【別紙 8】資料閲覧及び施設見学要領

1109 ● 【別紙 9】令和 5～9 年度統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新提案書作成要  
1110 領・評価基準

1111 **3 事業者が閲覧できる資料一覧表**

1112 入札期間中に開示予定の事業者が閲覧できる資料は、「【別紙 7】閲覧可能資料一覧」を参照するこ  
1113 と。**※現在未作成**

1114 **4 閲覧要領**

1115 応札希望者が資料の閲覧を希望する場合は、「【別紙 8】資料閲覧及び施設見学要領」を参照するこ  
1116 と。守秘義務に関する誓約書を提出の上、規制庁が定める期間、場所、方法において閲覧を許可する。

1117 **※現在未作成**

1118 **5 提案書等の審査要領**

1119 提案書等の審査要領については、「【別紙 9】令和 5～9 年度統合原子力防災ネットワークシステム  
1120 の設備更新提案書作成要領・評価基準」を参照すること。**※現在未作成**

1121

1122

1123

以上